【表紙】

【提出書類】	**有価証券報告書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**2019年10月10日**
【計算期間】	**第2特定期間** **（自　2019年1月11日　至　2019年7月10日）**
【ファンド名】	**楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）**
【発行者名】	**楽天投信投資顧問株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役社長　東　眞之**
【本店の所在の場所】	**東京都世田谷区玉川一丁目14番1号**
【事務連絡者氏名】	**石舘　真**
【連絡場所】	**東京都世田谷区玉川一丁目14番1号**
【電話番号】	**03-6432-7746**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米	ファンド・オブ・ファンズ	
債券	年4回	欧州		なし
一般		アジア		
公債	年6回（隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性（　　）	年12回（毎月）	中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産(投資信託証券(資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型）)	日々			
資産複合（　　）	その他（　）			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型)）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。
属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表（網掛け表示部分）の定義

その他資産(投資信託証券(資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式、債券、不動産投信を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除く）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

当ファンドの運用は、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

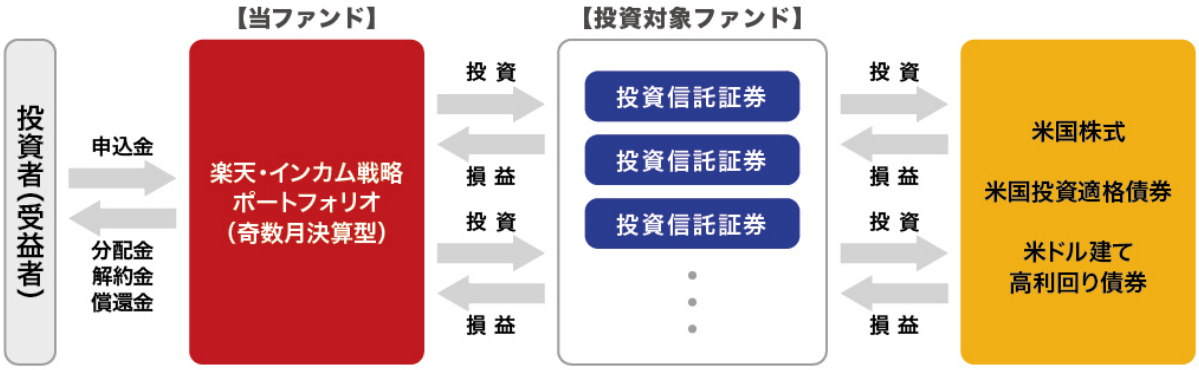

④ファンドの特色

1 米国株式、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券を主要投資対象とします。

◆主に投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国株式※1、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券※2に分散投資を行い、インカム収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1：米国株式に、米国リートを含める場合があります。
※2：米ドル建て高利回り債券は、米ドル建てのハイ・イールド債券および新興国債券を指します。

◆為替変動リスクの低減を目的に、組入外貨建資産に対して80%程度を基本として対円での為替ヘッジを行います。

※組入外貨建資産に対して部分的に為替ヘッジを行うため、為替変動リスクがあります。

【投資対象資産の例】

投資対象資産	
米国株式	高配当株式
	配当成長株式
	リート
米国投資適格債券	国債
	債券総合
	モーゲージ担保証券（MBS）
	社債
米ドル建て高利回り債券	米ドル建てハイ・イールド社債
	米ドル建て新興国債券

※上記は投資対象資産を例示したものであり、すべてに投資することを約束するものではありません。
また、投資対象資産は将来変更される場合があります。

【投資対象資産および配分のイメージ】
2019年7月末現在

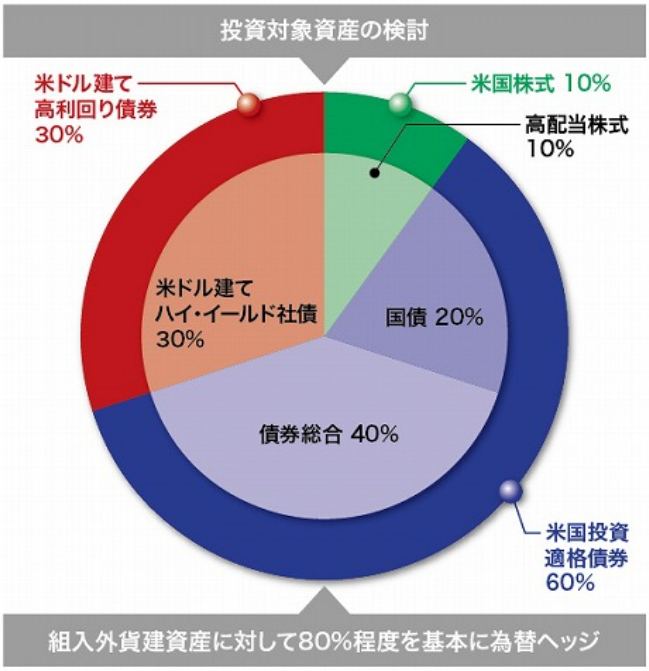

※上記は2019年7月末現在の投資対象資産および配分のイメージであり、投資対象資産およびそれらへの配分比率は将来変更される場合があります。
※投資対象資産およびそれらへの配分比率は、ファンド全体のリスク管理を重視しながら決定し、また、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行います。
※組入外貨建資産に対する為替ヘッジ比率は80%程度を基本とし、為替変動リスクの低減を目指しますが、部分的に為替ヘッジを行うため、為替変動リスクがあります。

2019年7月末現在で投資対象となる資産および投資信託証券について、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 1月、3月、5月、7月、9月、11月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配方針

- 奇数月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含む）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ず分配を行うものではありません。

【収益分配のイメージ】

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

詳細は、後掲「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年7月26日　　当ファンドの投資信託契約締結、設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

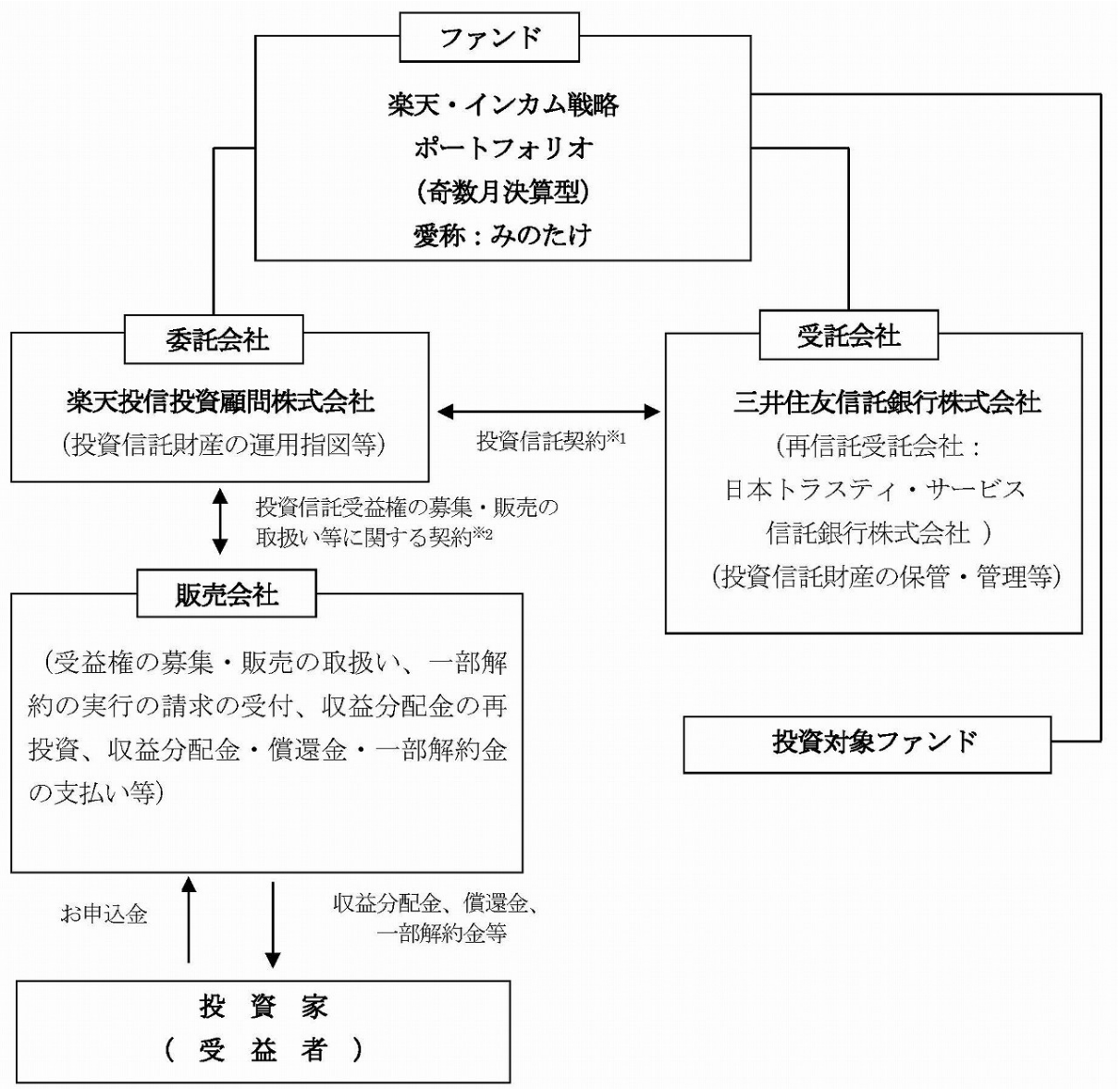

※1「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

※2「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

②委託会社の概況

1）資本金の額　（2019年7月末日現在）

資本金　　150百万円

2）会社の沿革

2006年12月28日　　：「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日　　：金融商品取引業者登録　[関東財務局長（金商）第1724号]

2009年 4月 1日　　：株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3）大株主の状況（2019年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000　株	100　%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

②投資態度

1）主に別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国株式※1、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券※2に分散投資を行い、インカム収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1：米国リートを含める場合があります。

※2：米ドル建てのハイ・イールド社債および新興国債券を指します。

2）為替変動リスクの低減を目的に、組入外貨建資産に対して80%程度を基本として対円での為替ヘッジを行います。

3）別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。

4）資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

※2019年7月31日現在、「別に定める投資信託証券」とは、次の図表に示されている資産クラスを投資対象とする、委託会社が選定した投資信託証券とします。

資産	投資対象
株式	米国株式
債券	米国投資適格債券
	米ドル建て高利回り債券

委託会社が選定した投資信託証券は、変更、追加または削除される場合があります。

③投資制限

1）株式への直接投資は行いません。

2）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）金銭債権

（ハ）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

②　運用の指図範囲等

1）委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

（イ）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

（ロ）外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記（イ）の証券の性質を有するもの

（ハ）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

（ニ）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記（ハ）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

2）委託会社は、信託金を、上記1）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（イ）預金

（ロ）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（ハ）コール・ローン

（ニ）手形割引市場において売買される手形

3）上記1）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

③投資対象とする投資信託証券の概要

投資対象となる可能性のある投資信託証券は以下の通りです。

資産クラス		投資対象ファンド	運用会社	管理報酬等（年）
米国株式	高配当株式	ｉシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	0.08%
		ウィズダムツリー 米国中型株配当ファンド	ウィズダムツリー・アセット・マネジメント・インク	0.38%
	配当成長株式	ウィズダムツリー 米国株クオリティ配当成長ファンド	ウィズダムツリー・アセット・マネジメント・インク	0.28%
	リート	バンガード 米国REIT ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.12%
米国投資適格債券	国債	バンガード・米国長期国債ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.07%
	債券総合	バンガード・米国トータル債券市場ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.035%
		ウィズダムツリー 米国債券ファンド（利回り強化型）	ウィズダムツリー・アセット・マネジメント・インク	0.12%
	MBS	バンガード・米国モーゲージ担保証券ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.07%
	社債	バンガード・米国長期社債ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.07%
		バンガード・米国中期社債ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.07%
米ドル建て高利回り債券	米ドル建てハイ・イールド社債	Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	DBXアドバイザーズ・エルエルシー	0.15%
	米ドル建て新興国債券	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	ザ・バンガード・グループ・インク	0.30%

※　　は、2019年7月31日現在で投資している投資信託証券です。

※上記に記載した投資信託証券は、今後、定性、定量評価等に基づき投資対象から除外される場合、あるいは、上記に記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。なお、上記の内容は2019年7月31日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成されたものであり、今後記載の内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は以下の通りです。

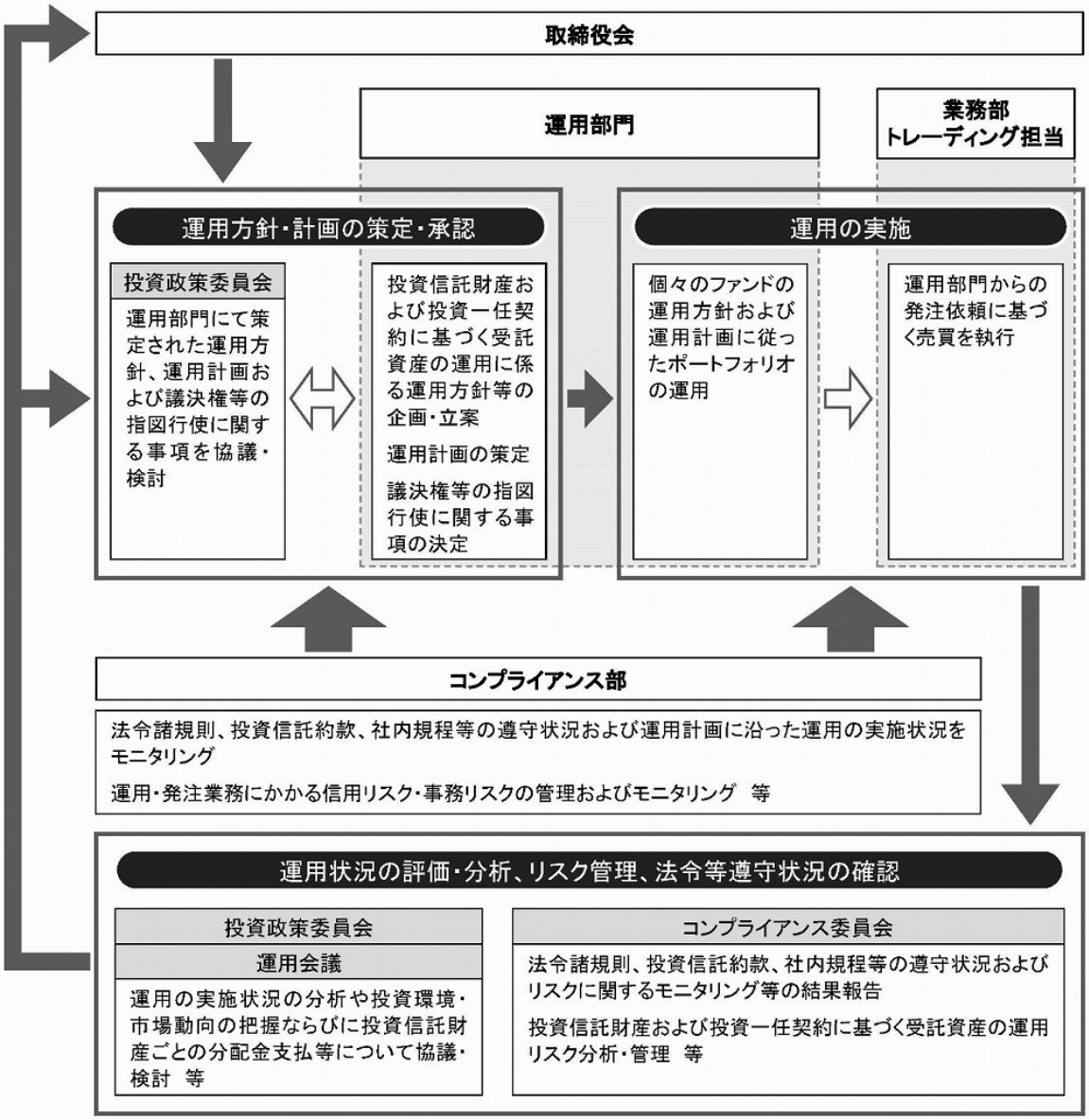

- **「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。**
- **「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）**
- **運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。**
- **「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。**
- **コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。**

※ 運用体制は2019年7月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

※ 当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎年1、3、5、7、9、11月の各10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

2）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

3）留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

②収益の分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3）毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

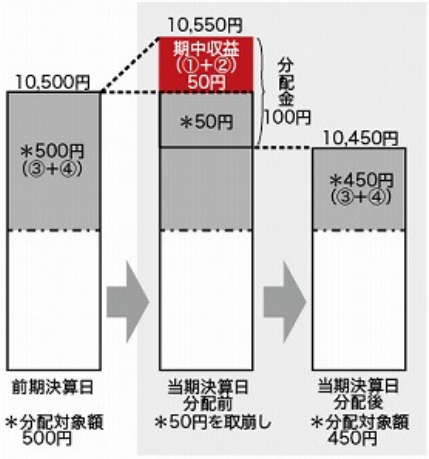

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

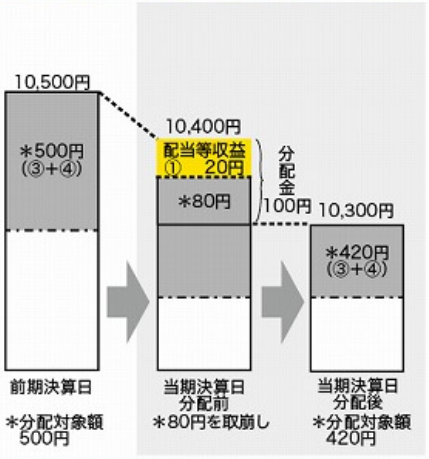

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

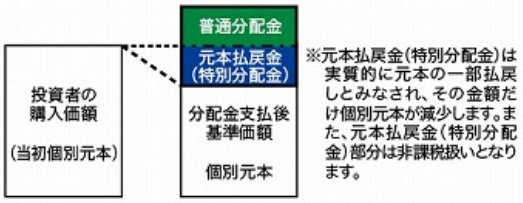

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

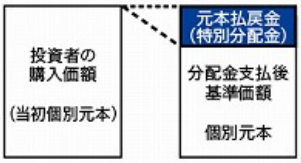

普　通　分　配　金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1）株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

2）投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3）外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4）公社債の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

5）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6）外国為替予約取引の指図

委託会社は、為替変動リスクを回避するため、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

7）信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

8）資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借

入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

9）受託会社による資金の立替え

（イ）投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

（ロ）投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

（ハ）上記（イ）および（ロ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。なお、以下に記載するリスクは、当ファンドにかかる全てのリスクを網羅しておりませんのでご留意ください。

① 資産配分リスク

当ファンドは、実質的に債券、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額の下落要因となります。

② 価格変動リスク

当ファンドが投資する上場投資信託証券は、上場株式同様、市場で取引が行われ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該上場投資信託証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 株価変動リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

④ 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資する債券（公社債等）の価格は、市場金利の水準の動向により変動します。当該債券（公社債等）の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

⑤ リートの価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資するリートの価格は、保有不動産の収益や財務内容の変動、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等の影響を受けます。リート価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

⑥ 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に投資する外貨建ての有価証券等について部分的に対円での為替ヘッジを行いますが、完全にはヘッジしないため、外貨レートが対円で下落した場合には、基準価額の下落要因となります。また、為替ヘッジを行うにあたり、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、通常金利差相当分を含むヘッジコストが発生し、基準価額の下落要因となります。

⑦ 流動性リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。

⑧ 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格は、発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響を受けます。発行体の経営状態の悪化等により当該有価証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

⑨ カントリー・リスク

当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場において投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。また、実質的な投資対象先が新興国市場の場合には、先進国に比べてこれらのリスクが高いことが想定されます。

※ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

⑩その他の留意点

1）当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
2）当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
3）市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

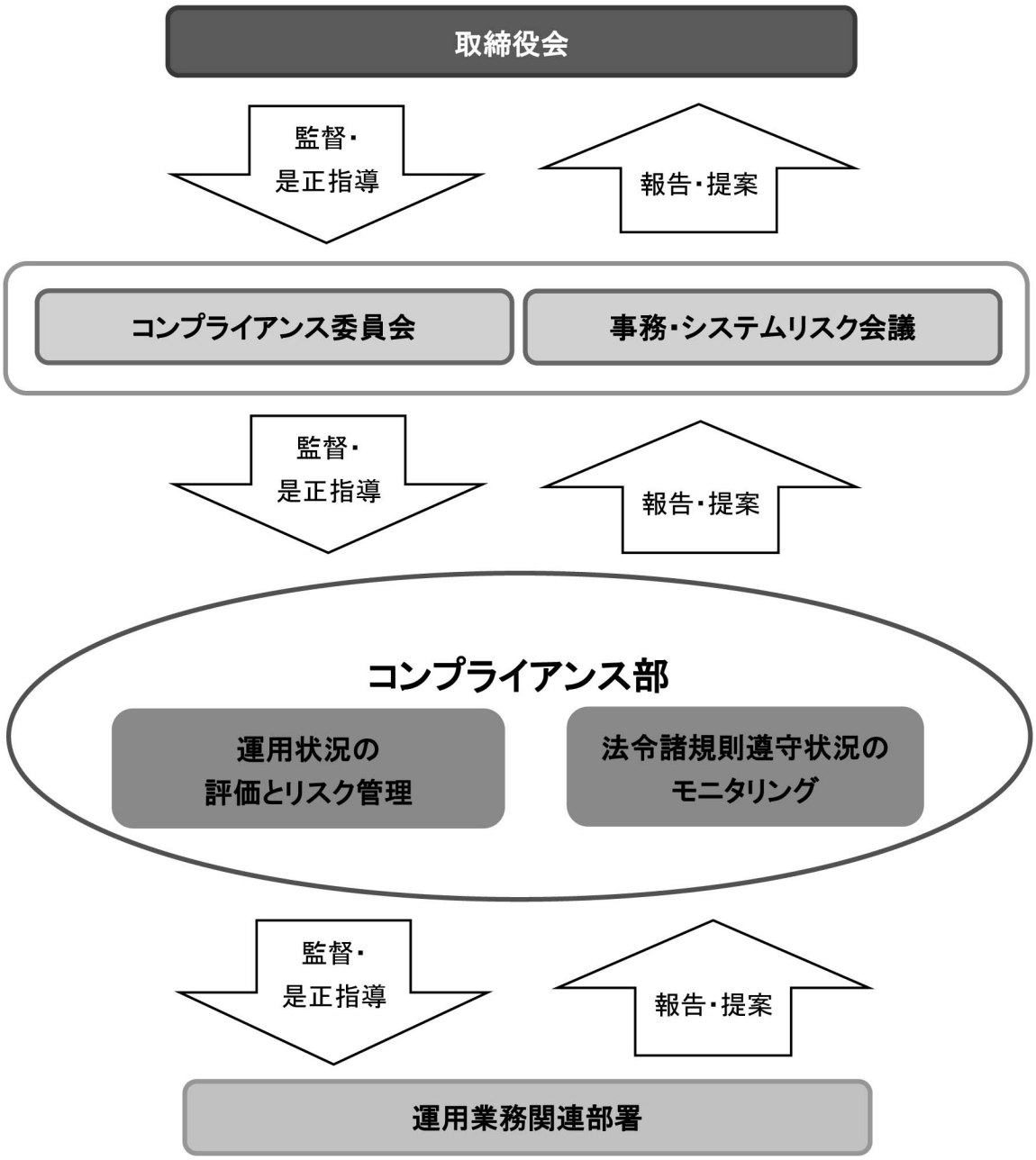

＊全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプラインス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

＊運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

＊上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

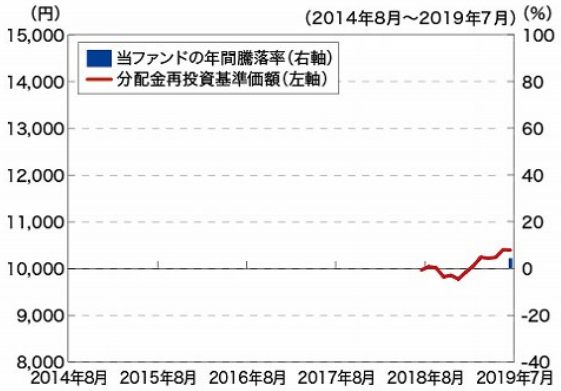

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。)
※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

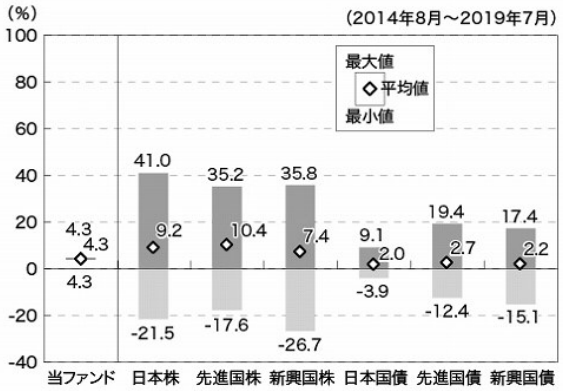

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。
当ファンドの対象期間：2019年7月～2019年7月
代表的な資産クラスの対象期間：2014年8月～2019年7月
※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。
日　本　株…S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
先進国株…S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
新興国株…S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
日本国債…ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債：日本インデックス(円ベース)
先進国債…ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
新興国債…ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料はありません。
②信託財産留保額はありません。
③換金の詳細については販売会社にお問い合わせください。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.463%（税抜1.33%）の率を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.33%　（税抜0.3%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年1.1%　（税抜1.0%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.033%　（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は日々計上され、毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産から支弁します。

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資する投資信託証券で、純資産総額に対して以下の管理報酬等が別途かかります。
＊投資する投資信託証券の管理報酬等

投資信託証券の名称	管理報酬等（年）（注１）
ｉシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	0.08%
バンガード・米国長期国債ETF	0.07%
バンガード・米国トータル債券市場ETF	0.035%
Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	0.15%

上記の管理報酬等の加重平均値である年0.081%程度（注１）を加味した当ファンドの実質的な信託報酬率は年1.544%（税込）程度（注２）です。

（注１）2019年7月31日現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。
（注２）実質的な信託報酬率は、投資する投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況等によって変動します。

＊税額は、2019年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

②投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

※その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

①個人の受益者の場合

1）収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注3）2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

3）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

②法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	－	15%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2019年7月31日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託証券		46,987,352	99.68
	内　アメリカ	46,987,352	99.68
短期金融資産、その他（負債控除後）		149,317	0.32
純資産総額		47,136,669	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引（売建）		37,181,200	78.88
	内　日本	37,181,200	78.88

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。
（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年7月31日現在）

	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・米国トータル債券市場ETF	2,075.00	8,981.26	18,636,132	9,006.25	18,687,981	39.65
2	アメリカ	投資信託受益証券	Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	2,576.00	5,425.48	13,976,040	5,447.20	14,032,011	29.77
3	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・米国長期国債ETF	1,084.00	8,849.81	9,593,198	8,804.18	9,543,737	20.25
4	アメリカ	投資信託受益証券	ｉシェアーズ・コア米国高配当株ETF	456.00	10,338.18	4,714,211	10,358.82	4,723,623	10.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
投資信託証券	99.68
合計	99.68

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2019年7月31日現在）

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	評価	投資比率(%)
為替予約取引	日本	アメリカ・ドル売/円買2019年8月	売建	343,000	36,991,864	37,181,200	78.88

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年7月31日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	（分配落）（円）	（分配付）（円）	（分配落）（円）	（分配付）（円）
設定時(2018年 7月26日)	2,129,800	－	1.0000	－
7月末日	12,113,586	－	0.9963	－
8月末日	40,600,288	－	1.0035	－
9月末日	41,365,022	－	1.0011	－
10月末日	40,409,501	－	0.9818	－
11月末日	43,125,834	－	0.9827	－
12月末日	42,803,651	－	0.9744	－
第1特定期間末(2019年1月10日)	43,104,751	43,214,581	0.9812	0.9837
1月末日	43,317,932	－	0.9870	－
2月末日	43,774,803	－	0.9999	－
3月末日	44,459,624	－	1.0158	－
4月末日	46,471,096	－	1.0136	－

5月末日	46,453,186	－	1.0127	－
6月末日	47,263,778	－	1.0291	－
第2特定期間末 (2019年7月10日)	47,168,554	47,297,160	1.0269	1.0297
7月末日	47,136,669	－	1.0254	－

②【分配の推移】

	1口当たり分配金 （円）
第1特定期間	0.0050
第2特定期間	0.0081

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1特定期間	△1.4
第2特定期間	5.5

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2019年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

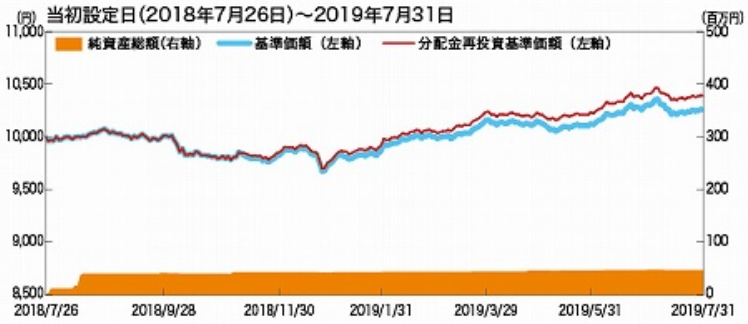

基準価額	10,254円
純資産総額	47百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	2018年11月	2019年1月	2019年3月	2019年5月	2019年7月	設定来累計
分配金	25円	25円	26円	27円	28円	131円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産別構成	種類	国／地域	通貨	投資比率
バンガード・米国トータル債券市場ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	39.6%
Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	29.8%
バンガード・米国長期国債ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	20.2%
iシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	10.0%
短期金融資産、その他				0.3%
合計				100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額(円ベース)の比率です。
※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。
※国／地域は、各投資信託証券の発行地です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。

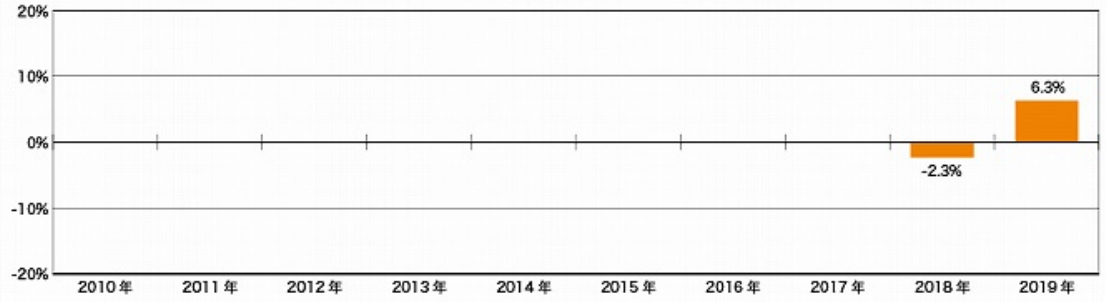

※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2018年は設定日(2018年7月26日)から年末まで、2019年は7月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1特定期間	44,555,669	623,402	43,932,267
第2特定期間	2,260,741	262,102	45,930,906

（注）当初申込期間中の設定数量は2,129,800口です。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、取得の申込みはできません。
(2) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
(3) ファンドの販売価格は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
(4) 申込手数料は、ありません。
(5) 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
(6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。
(7) お申込みコースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2つのコースがあります。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

※詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、換金の請求はできません。

(2) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(3) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

(5) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

換金時の税金につきましては、「第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　4手数料等及び税金」をご覧ください。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

※詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②基準価額は、毎営業日に算出されます。委託会社または販売会社にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

③委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会ください。

≪委託会社のお問い合わせ先≫
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口：電話番号　03-6432-7746
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：http://www.rakuten-toushin.co.jp/

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①外国投資信託
原則として計算日に入手し得る直近の基準価額で評価します。

②外国為替予約の評価
原則として、わが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2028年7月7日までです。
ただし、委託会社は、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年1月11日から3月10日、3月11日から5月10日、5月11日から7月10日、7月11日から9月10日、9月11日から11月10日、11月11日から翌年1月10日までとします。
ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

①信託の終了（投資信託契約の解約）

1）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなったとき、または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資

信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2）委託会社は、上記1）の事項について、下記「③書面決議の手続き」の規定に従い行います。

3）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

4）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「③書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

5）受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「②投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更等

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2）委託会社は、上記1）の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「③書面決議の手続き」の規定に従います。

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記1）および2）の規定に従います。

※この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

③書面決議の手続き

1）委託会社は、上記「①信託の終了（投資信託契約の解約）」1）について、または、「②投資信託約款の変更等」1）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

2）上記1）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。なお、

知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3）上記1）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

4）重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

5）上記1）から4）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「① 信託の終了（投資信託契約の解約）」3）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記1）から3）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

6）上記1）から5）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜書面決議の主な流れ＞

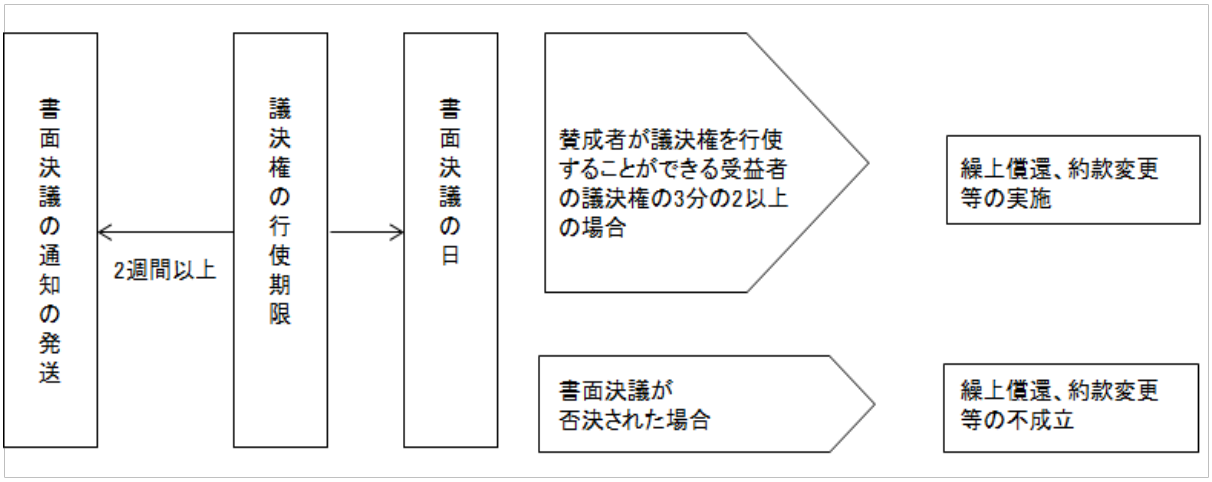

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤運用報告書の作成

1）委託会社は、原則として毎年1月および7月の計算期末および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

2）委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

http://www.rakuten-toushin.co.jp/

3）上記2）の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了時は最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.rakuten-toushin.co.jp/

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑨投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑩関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金請求権

①収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。

②受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（2）一部解約請求権

①受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行った有価証券等の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを繰り延べる場合があります。

③権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営　2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（3）償還金請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月11日から2019年7月10日まで）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）】

（1）【貸借対照表】

区　　分	前期 2019年1月10日現在 金　額（円）	当期 2019年7月10日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	191,213	131,701
コール・ローン	271,056	492,418
投資信託受益証券	41,333,806	47,079,379
派生商品評価勘定	1,533,519	－
流動資産合計	43,329,594	47,703,498
資産合計	43,329,594	47,703,498
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	277,256
未払収益分配金	109,830	128,606
未払解約金	－	308
未払受託者報酬	2,250	2,528
未払委託者報酬	97,745	109,429
その他未払費用	15,018	16,817
流動負債合計	224,843	534,944
負債合計	224,843	534,944
純資産の部		
元本等		
元本	43,932,267	45,930,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△827,516	1,237,648
（分配準備積立金）	120,638	1,326,872
元本等合計	43,104,751	47,168,554
純資産合計	43,104,751	47,168,554
負債純資産合計	43,329,594	47,703,498

（2）【損益及び剰余金計算書】

区　　分	前期 自　2018年 7月 26日 至　2019年 1月 10日 金　額（円）	当期 自　2019年 1月 11日 至　2019年 7月 10日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	632,220	764,144
受取利息	331	720
有価証券売買等損益	△262,297	2,470,699
為替差損益	△576,778	△465,327
営業収益合計	△206,524	2,770,236
営業費用		
支払利息	240	187
受託者報酬	5,695	7,226
委託者報酬	246,696	313,128
その他費用	37,932	48,120
営業費用合計	290,563	368,661
営業利益又は営業損失（△）	△497,087	2,401,575
経常利益又は経常損失（△）	△497,087	2,401,575
当期純利益又は当期純損失（△）	△497,087	2,401,575
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,669	2,786
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△827,516
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,420	33,128
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,420	4,612
当期追加解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	28,516
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,762	595
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	36
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	118,762	559
分配金	219,756	366,158
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△827,516	1,237,648

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	前期 2019年1月10日現在	当期 2019年7月10日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	43,932,267口	45,930,906口

2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は827,516円であります。	－
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9812円 (9,812円)	1.0269円 (10,269円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	前期 自　2018年 7月 26日 至　2019年1月 10日	当期 自　2019年 1月 11日 至　2019 年7月 10日
分配金の計算過程	（自 2018年7月26日　至 2018年11月12日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（200,836円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（73,499円）及び分配準備積立金(0円）より分配対象額は274,335円（1万口当たり62.39円）であり、うち109,926円（1万口当たり25.00円）を分配金額としております。 （自 2018年11月13日　至 2019年1月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（139,767円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（73,650円）及び分配準備積立金（90,701円）より分配対象額は304,118円（1万口当たり69.22円）であり、うち109,830円（1万口当たり25.00円）を分配金額としております。	（自 2019年1月11日　至 2019年3月11日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（200,245円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（73,620円）及び分配準備積立金(119,970円）より分配対象額は393,835円（1万口当たり90.01円）であり、うち113,757円（1万口当たり26.00円）を分配金額としております。 （自 2019年3月12日　至 2019年5月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（213,955円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（93,284円）、投資信託約款に規定される収益調整金（90,862円）及び分配準備積立金（206,394円）より分配対象額は604,495円（1万口当たり131.84円）であり、うち123,795円（1万口当たり27.00円）を分配金額としております。

		（自 2019年5月11日　至 2019年7月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（240,001円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（825,683円）、投資信託約款に規定される収益調整金（91,815円）及び分配準備積立金（389,794円）より分配対象額は1,547,293円（1万口当たり336.87円）であり、うち128,606円（1万口当たり28.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	前期 2019年1月10日現在	当期 2019年7月10日現在

1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2019年1月10日現在	当期 2019年7月10日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	529,924	1,186,094
合計	529,924	1,186,094

（デリバティブ取引に関する注記）

通貨関連

種類	前期 2019年1月10日現在				当期 2019年7月10日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建								
アメリカ・ドル	34,584,579	－	33,051,060	1,533,519	37,051,434	－	37,328,690	△277,256
合計	34,584,579	－	33,051,060	1,533,519	37,051,434	－	37,328,690	△277,256

（注）時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自　2018年 7月 26日 至　2019年 1月 10日	当期 自　2019年 1月 11日 至　2019年 7月 10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	前期 自　2018年 7月 26日 至　2019年 1月 10日	当期 自　2019年 1月 11日 至　2019年 7月 10日
元本の推移		
期首元本額	2,129,800円	43,932,267円
期中追加設定元本額	42,425,869円	2,260,741円
期中一部解約元本額	623,402円	262,102円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)　株式

該当事項はありません。

(2)　株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	2,576	128,645.44
		iシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	456	43,392.96
		バンガード・米国トータル債券市場ETF	2,075	171,540.25
		バンガード・米国長期国債ETF	1,084	88,302.64
	アメリカ・ドル　小計		6,191	431,881.29 (47,079,379)
投資信託受益証券　合計				431,881.29 [47,079,379]
合計				431,881.29 [47,079,379]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

1.各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2.合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　4銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）」

（2019年7月31日現在）

項目	金額または口数
Ⅰ　資産総額	47,370,691円
Ⅱ　負債総額	234,022円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	47,136,669円
Ⅳ　発行済数量	45,967,508口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0254円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。

また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設

定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

①取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

②監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

①投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

②運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

③運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

④コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2019年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種　　類	本　　数	純資産総額
追加型株式投資信託	45本	204,585百万円
合　　計	45本	204,585百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（2018年4月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2018年3月31日現在）	当事業年度 （2018年12月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	670,928	749,355
金銭の信託	1,300,000	1,300,000
前払費用	2,915	6,087
未収委託者報酬	173,836	118,904
立替金	－	12,980
その他	5,000	5,000
流動資産計	2,152,681	2,192,328
固定資産		
有形固定資産	※1 36,926	※1 34,138
建物（純額）	23,218	20,816
器具備品（純額）	13,707	13,321
無形固定資産	－	19,448
ソフトウェア	－	19,448
投資その他の資産	24,109	51,609
投資有価証券	14,291	39,373
長期前払費用	644	405
繰延税金資産	9,172	11,830
固定資産計	61,035	105,195
資産合計	2,213,716	2,297,524
負債の部		
流動負債		
預り金	3,131	5,949
未払費用	94,055	86,606
未払消費税等	9,375	11,091
未払法人税等	32,716	6,212
賞与引当金	14,916	12,138
役員賞与引当金	8,000	3,195
流動負債計	162,194	125,191
固定負債		
退職給付引当金	－	3,366
資産除去債務	5,699	5,699

固定負債計	5,699	9,065
負債合計	167,894	134,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,266,597	1,385,144
利益剰余金合計	1,266,597	1,385,144
株主資本合計	2,046,314	2,164,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△491	△1,593
評価・換算差額合計	△491	△1,593
純資産合計	2,045,822	2,163,266
負債・純資産合計	2,213,716	2,297,524

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）		当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
営業収益				
委託者報酬		1,216,403		924,875
営業収益計		1,216,403		924,875
営業費用				
支払手数料		491,228		339,622
委託費		－		4,355
広告宣伝費		7,342		3,867
通信費		65,818		61,259
協会費		1,766		1,286
諸会費		18		36
営業費用計		566,173		410,425
一般管理費	※1・2	364,433	※1・2	353,691
営業利益		285,796		160,758
営業外収益				
受取利息		6		3
有価証券利息		683		231
投資有価証券売却益		837		－
為替差益		8		－
雑収入		－		41
営業外収益計		1,535		276
営業外費用				
投資有価証券売却損		－		671
為替差損		－		128
営業外費用計		－		800
経常利益		287,332		160,234
特別損失				
その他特別損失		10,492		72
特別損失計		10,492		72
税引前当期純利益		276,840		160,161
法人税、住民税及び事業税		80,331		43,786
法人税等調整額		670		△2,171
法人税等合計		81,002		41,615
当期純利益		195,837		118,546

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2017年4月1日　　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	△150,000	△150,000	△150,000			△150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△735	△735	△735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	△735	△735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822

当事業年度（自　2018年4月1日　　至　2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	118,546	118,546	118,546			118,546
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△1,102	△1,102	△1,102
当期変動額合計	118,546	118,546	118,546	△1,102	△1,102	117,444
当期末残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266

［注記事項］
（重要な会計方針）
１．資産の評価基準及び評価方法
（１）有価証券
◇その他有価証券
時価のあるもの
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（２）金銭の信託
時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。
建物　　10年
器具備品　　5～20年
また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（３）長期前払費用
定額法によっております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（２）賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）役員賞与引当金
役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（４）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

４．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
◇消費税等の会計処理方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,060千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,172千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、2018年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までとなっております。

（貸借対照表関係）

※１．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
有形固定資産より控除した減価償却計額	18,684千円	23,495千円

（損益計算書関係）

※１．役員報酬の範囲

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
取締役　年額	200,000千円	200,000千円
監査役　年額	30,000千円	30,000千円

※２．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
人件費	208,027千円	212,003千円
減価償却費	8,196千円	6,321千円
賞与引当金繰入額	14,916千円	12,138千円
役員賞与引当金繰入額	8,000千円	3,195千円
退職給付費用	－	3,366千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	－	－	13,000株

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	2017年3月31日	2017年6月29日

当事業年度（自　2018年4月1日　至　2018年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	―	―	13,000株

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2018年3月31日	当事業年度 2018年12月31日
１年内	-	16,800千円
１年超	-	64,400千円
合　計	-	81,200千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っております。
当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。
なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。
また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日） **（単位：千円）**

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	－
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	－
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	－
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	14,291	14,291	－
資産計	2,159,056	2,159,056	－
負債			
未払費用	94,055	94,055	－
未払法人税等	32,716	32,716	－
負債計	126,771	126,771	－

当事業年度（2018年12月31日） **（単位：千円）**

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	749,355	749,355	－
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	－
(3) 未収委託者報酬	118,904	118,904	－
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	39,373	39,373	－
資産計	2,207,633	2,207,633	－
負債			
未払費用	86,606	86,606	－
未払法人税等	6,212	6,212	－
負債計	92,818	92,818	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1)現金・預金　(2)金銭の信託　(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用　(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日） **（単位：千円）**

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	－
金銭の信託	1,300,000	－
未収委託者報酬	173,836	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－
合　　計	2,144,764	－

当事業年度（2018年12月31日） **（単位：千円）**

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	749,355	－
金銭の信託	1,300,000	－
未収委託者報酬	118,904	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－

合　　計	2,168,259	－

（有価証券関係）

1.その他有価証券

前事業年度　（2018年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	－	－	－
小　　計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	14,291	15,000	708
小　　計	14,291	15,000	708
合　　計	14,291	15,000	708

当事業年度　（2018年12月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	－	－	－
小　　計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	39,373	41,671	2,297
小　　計	39,373	41,671	2,297
合　　計	39,373	41,671	2,297

2.売却したその他有価証券

前事業年度（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	13,837	837	－
合計	13,837	837	－

当事業年度（自　2018年4月1日　至　2018年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	9,328	－	671
合計	9,328	－	671

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

２．確定給付制度

（1） 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
退職給付債務の期首残高	-	-
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	-	95千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	-	3,461千円

（2） 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
非積立制度の退職給付債務	-	3,461千円
未積立退職給付債務	-	3,461千円
未認識数理計算上の差異	-	△95千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円
退職給付引当金	-	3,366千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円

（3） 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	-	3,366千円

（4） 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
割引率	-	0.6%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	-	2.3%

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	1,765千円	4,956千円
未払事業所税	214千円	201千円
未払事業税	2,512千円	1,083千円
賞与引当金	4,567千円	3,716千円
退職給付引当金	―	1,030千円
減価償却超過額	852千円	1,084千円
繰延資産	308千円	187千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	216千円	703千円
その他	6,576千円	6,946千円
繰延税金資産小計	18,760千円	21,657千円
評価性引当金	△8,322千円	△8,692千円
繰延税金資産合計	10,438千円	12,964千円
繰延税金負債		
建物付属設備	1,265千円	1,134千円
繰延税金負債合計	1,265千円	1,134千円
繰延税金資産純額	9,172千円	11,830千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
法定実効税率	30.86%	30.62%
（調整）		
所得拡大税制の特別控除	△2.39%	△4.89%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	0.64%
住民税均等割等	0.10%	0.14%
評価性引当額の増減	△0.88%	0.23%
その他	1.00%	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.26%	25.98%

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自2017年4月 1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年 4月 1日 至2018年12月31日）
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	―
時の経過による調整額	―	―

見積りの変更による増加額	―	―
資産除去債務の履行による減少額	―	―
期末残高	**5,699千円**	**5,699千円**

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度　（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）及び当事業年度　（自　2018年4月1日　至　2018年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度　（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

1　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合　　計
外部顧客への営業収益	1,216,403	―	―	1,216,403

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　（自　2018年4月1日　至　2018年12月31日）

1　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合　　計
外部顧客への営業収益	924,875	―	―	924,875

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引
◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社
前事業年度　（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495(2018年3月31日現在)	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ証券取引ｻｰﾋﾞｽ業	―	兼任2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	225,276 16,083	未払費用	22,288

当事業年度　（自　2018年4月1日　至　2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495(2018年12月31日現在)	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ証券取引ｻｰﾋﾞｽ業	―	兼任2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	151,731 18,126	未払費用	25,055

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
１株当たり純資産額	157,370円98銭	166,405円14銭
１株当たり当期純利益金額	15,064円45銭	9,118円97銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項　　目	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		825,081
金銭の信託		1,300,000
前払費用		6,906
未収入金		169
未収委託者報酬		113,695
立替金		16,396
その他		6,925
流動資産計		2,269,174
固定資産		
有形固定資産	※1	31,878
建物（純額）		19,215
器具備品（純額）		12,662
無形固定資産		21,301
ソフトウェア		21,301
投資その他の資産		42,039
投資有価証券		27,948
長期前払費用		377
繰延税金資産		13,713
固定資産計		95,219
資産合計		2,364,393

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2019年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	9,579
未払費用	92,668
未払消費税等	7,822
未払法人税等	24,961
賞与引当金	10,770
役員賞与引当金	1,000
流動負債計	146,802
固定負債	
退職給付引当金	10,691
資産除去債務	5,699
固定負債計	16,390
負債合計	163,192
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	

繰越利益剰余金	1,421,319
利益剰余金合計	1,421,319
株主資本合計	2,201,035
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	165
評価・換算差額合計	165
純資産合計	2,201,201
負債・純資産合計	2,364,393

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （ 自　2019年1月１日　至　2019年6月30日 ）
営業収益		
委託者報酬		573,783
営業収益計		573,783
営業費用		
支払手数料		205,182
委託費		3,290
広告宣伝費		2,791
通信費		51,274
協会費		965
諸会費		54
営業費用計		263,558
一般管理費	※１	256,428
営業利益		53,796
営業外収益		
受取利息		3
有価証券利息		182
為替差益		0
営業外収益計		185
営業外費用		
有価証券売却損		115
営業外費用計		115
経常利益		53,866
税引前中間純利益		53,866
法人税、住民税及び事業税		20,351
法人税等調整額		△2,659
中間純利益		36,174

（3）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2019年1月1日　　至　2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	－	－
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	36,174	36,174	36,174			36,174
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				1,759	1,759	1,759
当中間期変動額合計	36,174	36,174	36,174	1,759	1,759	37,934
当中間期末残高	1,421,319	1,421,319	2,201,035	165	165	2,201,201

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**10年**
器具備品	**5年～20年**

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間（2019年6月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	26,596千円

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）
有形固定資産	3,889千円
無形固定資産	2,146千円
合　　計	6,036千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2019年1月1日　至　2019年6月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	－	－	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間末 2019年6月30日
１年内	20,400千円
１年超	68,000千円
合　計	88,400千円

（金融商品関係）

当中間会計期間　（自　2019年1月1日　　至　2019年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
現金・預金	825,081	825,081	－
金銭の信託	1,300,000	1,300,000	－
未収委託者報酬	113,695	113,695	－
投資有価証券			
その他有価証券	27,948	27,948	－
資産計	2,266,725	2,266,725	－

負債			
未払費用	92,668	92,668	－
未払法人税等	24,961	24,961	－
負債計	117,630	117,630	－

（注）金融商品の時価算定の方法

◇資産

(1)現金・預金　(2)金銭の信託　(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用　(2)未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間　（自　2019年1月1日　　至　2019年6月30日）

区分	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	25,946	25,510	436
小　　計	25,946	25,510	436
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（1）株式	－	－	－
（2）債券	－	－	－
（3）その他	2,002	2,200	△197
小　　計	2,002	2,200	△197
合　　計	27,948	27,710	238

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間（自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日）
期首残高	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	－
見積りの変更による増加額	－
中間期末残高	5,699千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間　（自　2019年1月1日　　至　2019年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間　（自　2019年1月1日　　至　2019年6月30日）

１．　製品及びサービスごとの情報

（単位:千円）

	投資信託運用業務	合　　計
外部顧客への営業収益	573,783	573,783

２．　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （ 自 2019年1月１日　至 2019年6月30日 ）
１株当たり純資産額	169,323円16銭
１株当たり中間純利益金額	2,782円67銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （ 自 2019年1月１日　至 2019年6月30日　）
１株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	36,174
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	36,174

普通株式の期中平均株式数（株）	**13,000.00**

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 （2019年7月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 （日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円）	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
設立年月日　：　2000年6月20日
業務の概要　：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 （2019年7月末日現在）	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当該特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	2019年4月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年4月10日
臨時報告書	2019年1月23日
	2019年3月22日
	2019年5月22日

独立監査人の監査報告書

平成３１年2月２０日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　　志　保　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成３０年４月１日から平成３０年１２月３１日までの第１３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成３０年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０１９年8月３０日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　福　村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）の２０１９年1月１１日から２０１９年7月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）の２０１９年7月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０１９年8月１４日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　　志　保　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の２０１９年1月１日から２０１９年１２月３１日までの第１４期事業年度の中間会計期間（２０１９年1月１日から２０１９年６月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の２０１９年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０１９年1月1日から２０１９年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。